

事務連絡
令和2年5月26日

各市町保育所・認定こども園担当部(局)長様

兵庫県健康福祉部少子高齢局こども政策課長

新型コロナウイルス感染症に係る保育所等の対応について

令和2年5月21日、本県は緊急事態措置実施区域としては解除されましたが、引き続き感染防止対策を行う必要があることから、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」により措置を実施しております。

令和2年5月26日付けで別添のとおり改定され、保育所等における対処方針については下記のとおりとされたので、ご対応くださいますようお願いいたします。

なお、今後、6月1日から3週間程度の感染状況等を踏まえ、措置の見直しを検討されます。

記

保育所等については、感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業実施を要請

(担当) こども政策課 茅嶋 今村 電話：078-362-3215 FAX：078-362-3011
--

(電子メール施行)
こ 第 1 1 4 0 号
令和 2 年 5 月 2 6 日

各健康福祉事務所長 様

健康福祉部少子高齢局こども政策課長

新型コロナウイルス感染症に係る保育所等の対応について

令和 2 年 5 月 21 日、本県は緊急事態措置実施区域としては解除されましたが、引き続き感染防止対策を行う必要があることから、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」により措置を実施しております。

令和 2 年 5 月 26 日付けで別添のとおり改定され、保育所等における対処方針については下記のとおりとされたので、認可外保育施設においても保育所等の対処方針に準じ対応することとしますので、貴職管内の認可外保育施設に対し要請をいただくようお願いします。

なお、今後、6 月 1 日から 3 週間程度の感染状況等を踏まえ、措置の見直しが検討されます。

記

(保育所・放課後児童クラブに対する対処方針)

保育所等については、感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業実施を要請

(担当) こども政策課 茅嶋 木下
電話：078-362-3215
FAX：078-362-3011